

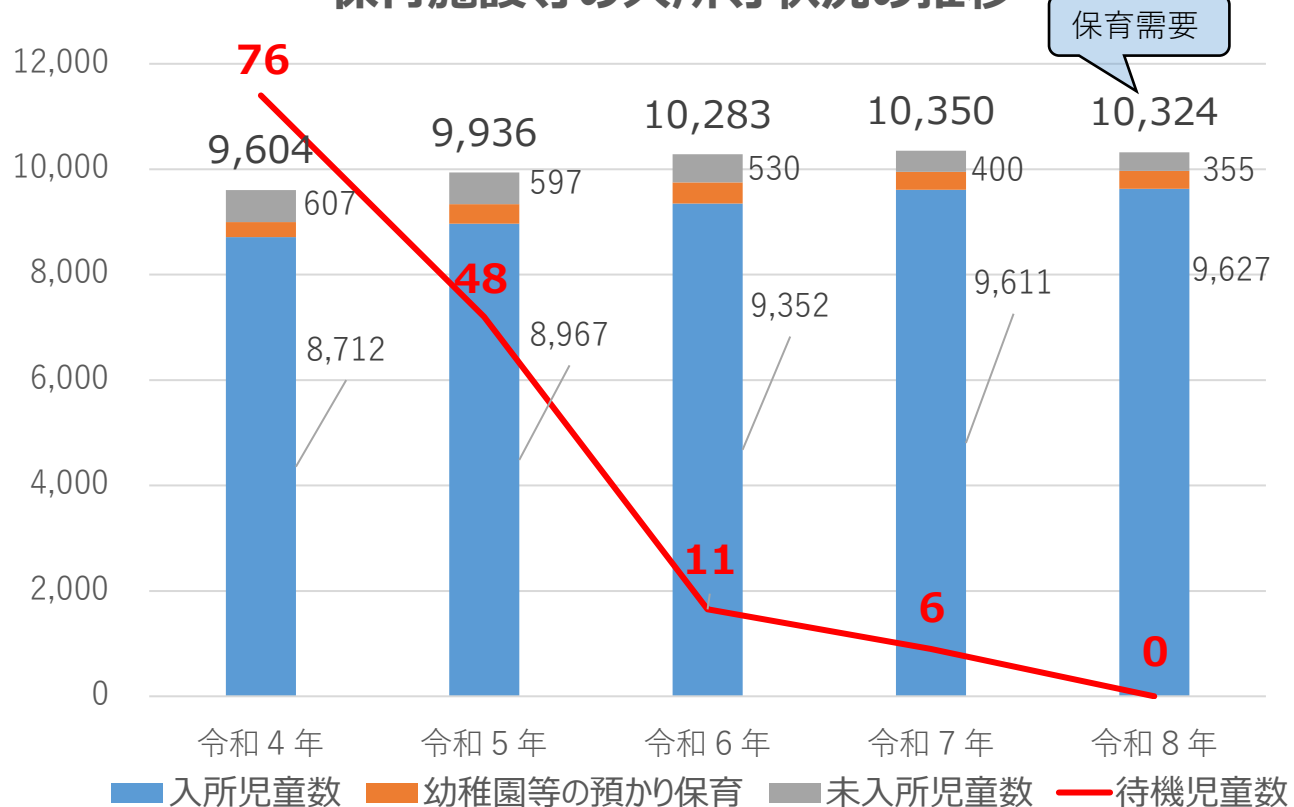
本市の待機児童数の推移

令和8年4月1日現在の保育施設等の待機児童数は0人となりました。

待機児童数とは

保育施設等の利用に至っていない方のうち、①育休中で復職の確認ができない方、②特定の保育施設等を希望している方、③求職活動を休止している方、を除外した数

保育施設等の入所等状況の推移



待機児童解消に係る課題

- 1 利用申請者数は増加傾向にある**
少子化が進行しているが、共働き世帯の増加により保育施設等の利用希望者が多い。
- 2 保育分野の人材不足**
保育士不足が全国的な課題となっており、保育士の確保・定着のための取組が重要である。
- 3 保育需要の地域偏在化**
特に北部地域では、保育施設等の利用希望が多く、ニーズの高い地域での利用が難しい。
- 4 利用調整に時間がかかる**
申込者数の増加に伴い事務量が増加することで、利用申請者に丁寧に寄り添うための時間確保が難しい。

待機児童解消に向けた本市の取組

(令和5年11月制定)

「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を制定し、待機児童ゼロの実現のため様々な事業を展開

1 保育施設の新設（令和7年度向け：4か所）

- ✓ にこにこ保育園下坂部（令和6年12月1日開園）
 - ✓ 園田にじいろキッズ保育園
 - ✓ わかばの森保育園
 - ✓ にこにこ保育園猪名寺
- （令和7年4月1日開園）

2 利用定員の弾力化による児童の受入

国の規定を満たす範囲で定員の弾力化を図り、受入児童数を拡充（72施設で合計494人の利用定員を上回る児童を受入）

3 利用調整業務にかかるAIの活用

利用調整作業においてAIを活用した業務効率化を図ることで、生み出された時間を利用調整期間に充てられ、ニーズに合ったより丁寧な利用調整が可能に！→超過勤務の大幅な削減！

4 入所手続きのオンライン化

- ✓ 申請方法を窓口受付から、オンライン申請・郵送による申請に集約
- ✓ 申請後の希望園の追加・変更もオンラインで可能に
- ✓ 入所内定結果をスマートフォンで通知

5 保育士確保・定着

- ✓ 「保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）」における新卒・潜在保育士等の就労支援や保育施設等の雇用支援
- ✓ 潜在保育士の就業支援研修や保育業務体験の実施
- ✓ 新卒保育士（10万円）
潜在保育士（5万円）への就職一時金支給！
- ✓ 家賃補助（月額最大6万3,000円）
- ✓ 奨学金返済の一部補助（※各種要件あり）
- ✓ 保育士業務の負担軽減や離職防止のため、体制強化を推進する保育施設等への補助

など



その結果…

記録が残る平成17年以降、**初めて待機児童が0**に！



未入所児童の施設利用に向けた支援策の充実とインクルーシブ保育の推進

未入所児童へのさらなる支援の取り組み

待機児童の解消により、保育施設等の利用に至っていない未入所児童について、施設利用につなげる取り組みを充実する。

【保護者へ向けた取り組み】

- ✓ アフターフォローコール等、保護者に対する個別相談の実施など、保護者のニーズと児童の発達状況をより丁寧に把握し、保育施設等の利用につなげられるよう対応する。
- ✓ 保育施設等の利用に関するオンライン相談を実施し、保護者の負担軽減を図り、「行かない」「待たない」窓口DXを実現 **NEW** した。

支援を要する児童についての取り組み

【保護者へ向けた取り組み】

- ✓ 児童の発達状況について丁寧に確認
- ✓ 保護者の意向を確認しながら、空きのある近隣保育施設等についての案内

【保育施設等へ向けた取り組み】

- ✓ インクルーシブ保育への理解・協力の依頼
- ✓ 聞き取りした児童の発達状況や様子を事前に知らせ、受入体制の整備を依頼 **NEW**
- ✓ 加配職員を配置する場合の人件費補助の拡充など、受入体制を充実

法人保育施設・私立幼稚園への補助の充実 **NEW**

特別な支援が必要なこどもの受入体制の強化（加配職員の配置）を図る法人保育施設・私立幼稚園への補助を充実する。

認定区分	これまで	令和8年度～
	補助額（月額） 児童1人あたり	
1号	12,000円	65,300円※
新2号	12,000円	120,000円※
2・3号	74,140円	

※職員加配を行った場合

【2・3号認定区分の例】

- ◎こども2人に対し、保育士1人を加配した場合の補助額（月額）
 $120,000円 \times 2人 = 240,000円$
- ◎こども3人に対し、保育士1人を加配した場合の補助額（月額）
 $120,000円 \times 2人 + 74,140円 = 314,140円$

インクルーシブ保育に係る 専門研修の拡充 **NEW**

これまで公立保育所で実施してきたインクルーシブ保育に係る専門研修に関して、実施回数を増やすとともに、法人保育施設等も受講対象として実施する。

法人保育施設等との関係強化、 共に学びあう仕組みの構築 **NEW**

法人保育施設等からのインクルーシブ保育に係る相談支援、公私の保育士が共に学びあう仕組みを構築する。